

★H18年11月版 システムインタフェース仕様書（案）に対するQA

NO	カテゴリー	疑義内容	資料名(P.)	回答
受給者異動連絡票情報（基本情報）（E111）				
1	受給者異動連絡票情報	異動連絡票情報等の内容チェックでエラーがあった場合、エラーリストが提供されるとのことだが、エラーコード・エラー事由を教えてください。	インタフェース【市町村編】 3頁～4頁	検討中。
2	異動年月日	異動年月日の日付は月ごとの連番と記載されているが、飛び番号が発生しても問題ないか。	インタフェース【市町村編】 11頁	差し支えない。
3	異動年月日	①異動年月日と各種有効期間の年月日に前後チェックはかからないのか。今回、異動年月日の日付が月ごとの連番になっていることもあり、国保連合会側のシステムチェック等による制約条件があるのであれば教えてください。 ②遡及して支給量やサービスが変更になる場合などがあるため、新規で送信するのか、変更で送信するのかも教えてください。	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	検討中。
4	異動年月日	・異動年月日に設定する年月は下記の(B)でよいか。(B)以外の場合、設定する月日の考えを教えてください。 (A) 実際に支給決定等を行った年月 (B) 支給決定期間等の開始年月(決定した情報を有効にする年月) (C) 上記以外 〈ケース1〉2007年9月に2007年10月からの支給決定を行った場合、異動年月は「2007年10月」でよいか。 〈ケース2〉2007年12月に2007年10月からの支給決定を遡及で行う場合、異動年月は「2007年10月」でよいか。	インタフェース【市町村編】 11・15頁	(B)で良い。 〈ケース1〉 ・異動年月は「2007年10月」で良い。 〈ケース2〉 ・異動年月は「2007年10月」で良い。
5	異動年月日	初回の受給者異動連絡票情報を送付する際、異動年月日の下2桁の連番について、「05」等の番号から採番してもよいか。	インタフェース【市町村編】 11・15頁	基本的には「01」から番号が採番されることを想定しているが、「05」からでも差し支えない。
6	異動年月日	補足給付をありの受給者が、補足給付の有効期間の途中で、さらに月の途中で世帯員構成等世帯の状況変化により所得区分が「低2」から「一般」に変わった場合、補足給付がなしにする必要がある。この場合は、補足給付なしで補足給付有効期間は未設定で送ることになると考えているが、その時の異動年月日は ①異動発生日の翌月初日 ②異動発生日(月の途中の日) のどちらを設定したらよいか。 また、これに関連して、以前送った異動の補足給付有効期間の終了日を短縮(異動発生の該当月の月末)した訂正連絡票が必要か。	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	所得区分を有効とする年月で異動年月日を設定する(利用者負担上限額有効期間(開始年月日)は有効とする年月の初日を設定する)。また、以前送った異動の補足給付有効期間の終了日を短縮(異動発生の該当月の月末)したい場合、訂正とするのであれば訂正連絡票情報を提出し、変更とするのであれば、異動連絡票情報を提出する。
7	異動区分コード	異動区分の関連チェックは実施するのか (例)3(終了)→2(変更)を国保連合会のチェックでNGとするのか	インタフェース【市町村編】 11・15頁	実施することを考えている。
8	異動区分コード	次のケースに該当する場合、初回異動分の受給者異動連絡票情報に対して、異動区分コード「終了(3)」の受給者異動連絡票情報を国保連合会に送付しなくてもよいか。 〈ケース1〉 基本情報の有効期間に、支給決定情報を変更した場合 ・初回異動時 【基本情報】 障害程度区分等の期間:「2006年10月1日」～「2009年9月30日」 【支給決定情報】 支給決定期間:「2006年10月1日」～「2007年9月30日」 ・次回異動時(初回と同一のサービス種類を新たに支給決定した場合) 【基本情報】※変更なしのため、送付対象外 障害程度区分等の期間:「2006年10月1日」～「2009年9月30日」 【支給決定情報】※異動区分コード「新規(1)」で送付 支給決定期間:「2007年12月1日」～「2008年11月30日」 (同一サービス種類で支給決定されていない期間(2007年10月1日～11月30日)がある)	インタフェース【市町村編】 11・15頁	初回異動時の支給決定情報が2007年9月30日まで有効であれば、終了情報を送付しなくても良いと考えている。

★H18年11月版 システムインタフェース仕様書(案)に対するQA

NO	カテゴリー	疑義内容	資料名(P.)	回答
9	異動区分コード	次のケースに該当する場合、初回異動分の受給者異動連絡票情報に対して、異動区分コード「終了(3)」の受給者異動連絡票情報を国保連合会に送付しなくてもよいか。 <ケース2> 基本情報と支給決定情報の有効期間(終了日)が同一の場合 ・初回異動時 【基本情報】障害程度区分等の期間:「2006年10月1日」～「2007年9月30日」 【支給決定情報】支給決定期間:「2006年10月1日」～「2007年9月30日」 ・次回異動時(初回と同一のサービス種類を新たに支給決定した場合) ※異動区分コード「新規(1)」で送付 【基本情報】障害程度区分等の期間:「2007年12月1日」～「2008年11月30日」 ※異動区分コード「新規(1)」で送付 【支給決定情報】支給決定期間:「2007年12月1日」～「2008年11月30日」 (同一サービス種類で支給決定されていない期間(2007年10月1日～11月30日)がある)	インタフェース【市町村編】 11・15頁	初回異動時の基本情報と支給決定情報が2007年9月30日まで有効であれば、終了情報を送付しなくても良いと考えている。
10	異動区分コード	一月内に「新規」と「終了」の異動があった場合、月で一レコードにはまとめず、それぞれ異動区分コードが「新規」と「終了」の受給者異動連絡票を起こすと考えてよいか。 またその場合、異動年月日の連番は「終了」の方を「02」にカウントアップすると考えてよいか。 例) 2006/04/01 資格取得 2006/04/20 資格喪失 の場合 → 異動年月日=20060401 新規 異動年月日=20060402 終了 あるいは、終了の異動年月を翌月として、以下とすることも可能か。 異動年月日=20060401 新規 異動年月日=20060501 終了	インタフェース【市町村編】 11・15頁	一月内に「新規」と「終了」の異動があった場合、月で一レコードにはまとめず、それぞれ異動区分コードが「新規」と「終了」の受給者異動連絡票を起こすと考えて良い。またその場合、異動年月日の連番は「終了」の方を「02」にカウントアップすると考えて良い。
11	異動事由	以下の異動事由ごとに、必須項目を教えてください。 受給資格取得の場合、受給資格喪失の場合、政令市における区間異動の場合	インタフェース【市町村編】 11頁	インタフェースの必須入力の通り、必要な項目を全て設定する。
12	異動事由	異動事由「受給資格取得」で異動情報を作成・送付した後に(認定または決定サービスの)開始日を以前の日付に修正した場合、修正した情報の異動事由コードは資格取得/その他異動のどちらになるのか。	インタフェース【市町村編】 11頁	質問内容の場合、訂正連絡票情報にて修正することを想定している。異動事由は「受給者資格取得」になると考えている。
13	異動事由	異動区分「新規」の場合、異動事由は必ず「受給資格取得」となるのか。 異動区分「新規」異動事由「その他異動」になる場合があるのであれば、具体例を教えてください。	インタフェース【市町村編】 11頁	該当する異動事由を設定する。 「新規」01:受給者資格取得 04:合併による新規 99:その他異動 「変更」03:政令市における受給者の区間異動 99:その他異動 「終了」02:受給者資格喪失 99:その他異動
14	異動事由	異動区分「終了」の場合、異動事由は必ず「受給資格喪失」となるのでしょうか。 異動区分「終了」異動事由「その他異動」になる場合があるのであれば、具体例を教えてください。	インタフェース【市町村編】 11頁	同上。
15	障害区分コード	項番8:障害区分コードは、2バイトであるが複数障害の時はどのように設定すればよいか。 (01:身体障害者、02:知的障害者、03:精神障害者、04:障害児)	インタフェース【市町村編】 11頁など	重複障害者については、受給者証には複数○がつけられるが、従来から統計については、代表的な障害を1つ設定しているため、現時点では代表の1つの障害を設定するように考えている。
16	障害区分コード	①障害種別コード=04(障害児)とするのは、支給決定日時時点で18歳未満の場合に設定すればよいか?※障害の種別が身体・知的・精神何れであっても ②措置の特例により、「者」のサービスを利用する児童については障害種別コードは01～03の何れかになるのか?それとも04(障害児)となるのか	インタフェース【市町村編】 11頁など	①障害児として取り扱う場合に「04(障害児)」を設定する。障害児として取り扱う場合は、申請者が保護者となるため、その場合に「04(障害児)」を設定する考えでも良い。 ②市町村の事務処理も異動連絡票情報も障害者として取り扱うため、01～03のいずれかを設定する。
17	障害区分コード	障害区分コードの「04:障害児」と年齢とのチェックは行う場合、チェック条件を教えてください。 【例】「障害児の場合、決定支給期間が18歳年齢到達日(18歳誕生日の前日)より未来はエラー」 (18歳誕生日の前日で18歳に到達するため、障害児としての決定支給期間は17歳の最終日(=18歳到達日の前日=18歳誕生日の前々日)までとなるという考え方でよいか。)	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	現在、チェックを行う予定はない。

★H18年11月版 システムインタフェース仕様書（案）に対するQ&A

NO	カテゴリー	疑義内容	資料名(P.)	回答
18	生年月日	項番10:生年月日があいまいな日付である場合、どのように設定すればよいでしょうか。 【例】日のみ不明:1日扱い、月日が不明:4月1日扱い	インタフェース【市町村編】 11頁	生年月日については、決定サービスの年齢チェック(50歳以上であれば、区分2など)に使用している。また、統計で使用することも想定している。そのため、妥当な日付を設定する。質問の【例】の考え方で差し支えない。
19	障害程度区分認定有効期間	障害程度区分:認定なしと判定された場合、有効期間の終了日への値の設定は不要ということでしょうか。それとも、99999999などの値を設定しても問題ないか。	インタフェース【市町村編】 12頁	設定不要である。
20	利用者負担上限月額有効期間	利用者負担上限額、補足給付額等を新規で送る場合、支給決定期間開始日に合わせて、月の途中からの有効期間開始日として送るのか、それとも翌月初日(申請日が月の初日なら該当月の初日)として送るのか。		「新規」の場合は、支給決定期間(開始年月日)と合わせても良い。「変更」の場合は、有効とする当該月の初日を設定する。
21	利用者負担上限月額有効期間	所得区分が「一般」で個別減免なしの場合、利用者負担上限月額は37,200円として異動を作成するが、その時の利用者負担上限月額有効期間をシステムでは管理しておらず、受給者証の適用期間も空欄としている。受給者異動連絡票情報(基本情報)の項目説明では必須となっているが、この場合は、どのような期間を設定することを想定されているか。	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	利用者負担上限月額の有効となる期間を設定する。
22	利用者負担上限月額有効期間	基本レコードの利用者負担上限月額有効期間よりも長い、支給決定情報の決定支給期間の異動を送付後(例:上限額は1年後、支給決定は3年)に、利用者負担上限月額有効期間を更新した基本レコードの異動を送らなかった場合、利用者負担上限月額情報を一般の上限額としてされるのか。 支給決定期間内で、上限額の期間を経過後に受給者が利用者負担上限額の減額を希望しない場合、減免の申請書の提出も行われないうえ、システムでの処理も発生しないことになる。そうすると異動情報を作成する契機がなく、受給者の手元には1年間の上限額のみが記載されたままとなる。その期間が過ぎた場合は、減免されないため、一般の上限額を事業者へ支払ことになる。 ※減免期間と支給決定期間が同期間の場合は、問題とならないと考えられる。	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	基本的に負担上限月額は1年毎に見直す必要があるため、そのタイミングで有効期間を再設定してもらうことを考えている。
23	補足給付有効期間	補足給付額が0円の場合、補足給付「あり」で、補足給付額(日額)0円、補足給付有効期間「あり」で送るのか。それとも補足給付「なし」で補足給付有効期間「なし」で送るのか。	インタフェース【市町村編】 11頁～16頁	補足給付「なし」で補足給付有効期間「なし」で作成する。
24	上限管理有効期間	上限管理有効期間は「受給者証」等に出力する項目がないため、上限管理有効期間の終了年月日を管理していないケースが考えられる。この場合、受給者異動連絡票情報の「上限管理有効期間」の終了年月日を設定しなくてもよいのか。また、次のケース1に該当する場合、受給者異動連絡票情報の「上限管理有効期間」の終了年月日を設定しなくてもよいのか。 <ケース1> ・初回異動時 上限管理有効期間:「2007年10月1日」～終了日は未設定 ・上限管理事業所の変更(2007年11月から)による異動 上限管理有効期間:「2007年11月1日」～終了日は未設定 ⇒この場合に、初回異動分の終了年月日はそのままとし、国保連合会に初回異動分の変更の異動情報を送付しなくてもよろしいでしょうか。(初回異動分について、異動区分「変更」で、終了年月日に「2007年10月31日」を国保連合会に送付することはないでしょうか)	インタフェース【市町村編】 13頁	現在、必須入力が「◎」となっているが、「上限管理有効期間(終了年月日)」については、終了時に設定する項目として必須入力を「○」にインタフェースを修正する。 <ケース1> ・良い。
25	重度包括支援対象者有無	※10に「報酬告示第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態相当する心身の状態にある者」と記載がありますが、重度障害者等包括支援が支給決定されている場合は1(有り)、支給決定されていない場合は2(無し)と設定して良いか それとも重度障害者等包括支援が支給決定されていなくとも、心身の状態が「報酬告示第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する」である場合は、1(有り)と設定する必要があるのか	インタフェース【市町村編】 14頁	重度障害者等包括支援が支給決定されていなくとも、心身の状態が「報酬告示第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する」である場合は、1(有り)を設定する。
受給者異動連絡票情報（支給決定情報）（E121）				
27	全般	○:決定内容により必要の組合せはあるのであれば提示頂きたい。 例:決定支給量に変更された場合、1回あたりの最大提供量も設定必要なのか。	インタフェース【市町村編】 15頁	必要な項目を全て設定する必要がある。支給決定が変更された場合も変更しない項目を設定する必要がある。
28	1回あたりの最大提供量	項番11:1回あたりの最大提供量とは、どのような内容を設定すればよいのか、例示頂きたい。 桁数(整数部3桁、小数部2桁)が決定支給量と異なるがよいのか。	インタフェース【市町村編】 15頁	居宅介護1回当たりの標準利用可能時間数(身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで)を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を設定する。

★H18年11月版 システムインタフェース仕様書（案）に対するQA

NO	カテゴリー	疑義内容	資料名(P.)	回答
29	決定支給量	相談支援事業Ⅰ決定、相談支援事業Ⅱ決定の支給決定情報を作成するとき、「支給決定量」にはどのような値をセットすればよいか。	インタフェース【市町村編】 15頁	設定不要である。
30	決定支給量	支給決定時の支給量が22日だった場合、1月や3月等の「31日の月」の場合は原則の日数が23日となるため「少ない」事になり、2月の場合は原則の日数が20日となるため「多い」事になる。「30日の月」以外は請求点検でエラーとなると考えますが合っているか？それとも、請求の支給量が22日以下であれば、どの月であっても「正常」となるのか？	インタフェース【市町村編】 15頁	支給量を設定しなければ、システムで「当該月の日数から8日を控除した日数」を判断して点検する。支給量をあえて設定している場合は、設定された支給量と比較して点検する仕様である。
31	決定支給期間	開始・終了は同日をセットしてもよいか。	インタフェース【市町村編】 15頁	開始・終了を同一日を設定することはできない。
32	決定支給期間	「相談支援事業Ⅰ決定」または「相談支援事業Ⅱ決定」の支給決定情報を作成するとき、「支給開始年月日」「支給終了年月日」には、受給者異動連絡票情報（基本情報）の「サービス利用計画作成有効開始日」、「サービス利用計画作成有効終了日」と同じ値を設定すると考えてよいか。	インタフェース【市町村編】 15頁	良い。
33	サービス利用計画作成費	共通IFの決定サービスコードに「相談支援事業Ⅰ決定」「相談支援事業Ⅱ決定」があるが、サービス利用計画作成費を支給決定した場合は本決定サービスコードも（支給決定情報）として国保連合会へ送付する必要があるのか？	インタフェース【市町村編】 15頁	提出する必要がある。
受給者訂正連絡票情報（基本情報）（E211）				
35	訂正年月日	受給者訂正連絡票情報作成時の「訂正年月日」に設定する年月は「訂正事務を行った年月」でよいか。 【例】2007年11月20日に訂正事務を行い、国保連合会へは2007年12月1日に送付する。この場合、訂正年月日と送付日が月跨りになるが問題ないか。	インタフェース【市町村編】 24・28頁	訂正事務を行った年月日で良い。 <ケース1> ・訂正年月日と送付日が月跨りでも問題ない。
点検済明細書等情報（E751）				
37	最終利用者負担額(合計)	最終利用者負担額(合計)の項目は、高額障害福祉サービス費の計算時に受給者の利用者負担額として使用できる項目になるのか。（上限額管理により引き下げられた場合や、上限額管理が発生しなかった場合などでも、基本情報レコードの当項目を合算して高額計算に使用できる項目になるのか。）	インタフェース【市町村編】 106頁	高額の計算で受給者の利用者負担額としては、使用できる項目と考える。
高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報（F131）				
39	世帯集約番号	住基台帳上の世帯の中に、「世帯の特例」を適用している者が複数いる場合、世帯集約番号はそれぞれ異なる番号を付与しなくてはならないのか、それとも同じ番号で良いのか。 ※世帯集約番号は同じでも、特例世帯有無:2(有り)となっていれば、その受給者のみで高額の計算を行うと判断できるので、同じ番号でも支障はないと考えるが、いかがか。	インタフェース【市町村編】 157頁など （高額障害福祉サービス費世帯等移動連絡票情報）全般	特例世帯の該当者に「2:有り」を設定し、世帯集約番号を同一にすることを考えている。
高額障害福祉サービス費給付お知らせ情報（FC21）				
41	高額障害福祉サービス費	世帯や給付実績の遡及異動により、お知らせ済の高額障害福祉サービス費が変更となる場合、高額障害福祉サービス費給付お知らせ情報(FC21)またはその他のインターフェースにて、再計算した高額障害福祉サービス費の金額または差額がわかるようになるのか？	インタフェース【市町村編】 228頁	①世帯の変動等のみの場合 ・受給者情報の変動のみによる高額の再計算は行わない。 ②給付実績の変動により、高額障害福祉サービス費が変更となる場合 ・申請書出力有無の区分が「出力あり」の受給者は、高額障害福祉サービス費給付お知らせ情報(FC21)にて変更後の高額障害福祉サービス費の金額が確認可能。 ・申請書出力有無の区分が「出力なし」の受給者（市町村が高額自動償還機能を使用する場合は、高額障害福祉サービス費給付お知らせ情報(FC21)にて差額の高額障害福祉サービス費が確認可能。 ・申請書出力有無の区分が「一覧表のみ」の受給者は、高額障害福祉サービス費給付対象者一覧(FCA1)にて差額の高額障害福祉サービス費が確認可能。 ※上記区分は変更している。（支給申請書出力有無は変更予定であ
障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報（G111）				
43	給付実績情報作成区分コード	⑥高額費支給レコードでは、「給付実績情報」を「1:新規」で提出することができない」と記載がされているが、どの情報をもとに高額費レコードを作成するのか？	補足資料③「給付実績交換について(案)」	高額費支給レコードは、高額を委託している場合に高額の給付判定結果情報に対する修正・取消を行うためのものである。

★H18年11月版 システムインタフェース仕様書（案）に対するQA

NO	カテゴリー	疑義内容	資料名(P.)	回答
インタフェース全般				
45	その他	月次で出力される各出力情報の件数がゼロ件の場合、0バイトデータが提供されるのか。それとも、何か別の形で該当データ無しであることが連絡されるのか。	—	0バイトデータの提供は行わない。また、該当データ0件PDFデータも提供は行わない。
46	その他	初期データの提供時期は8月とあるが、提供するデータのフォーマットは、インタフェース仕様書(市町村編)のP51から記載のある受給者台帳情報ファイルと同じで想定されているか。	—	受給者異動連絡票情報にて国保連合会に提出する。
47	稼働準備	国保連合会の支払システム稼働時に国保連合会へ送付しておかなくてはならない情報は受給者の支給決定情報と市町村の情報のみで、平成19年8月サービス提供分までの給付実績情報は不要と理解しているが、合っているか？	—	その通りである。
48	支払全般	平成19年8月サービス提供分以前の月遅れ請求や過誤は、平成19年10月以降も市町村にて事業所へ支払(又は徴収)を行わなくてはならない(＝国保連合会に委託できない)と理解しているが、合っているか？	—	その通りである。
49	支払全般	審査処理にてエラーとなり、事業者に請求書の修正が必要になる場合はどのような流れになるのか？あくまでも、国保連経由でのやりとりとなるのか？	—	返戻になり、翌月再請求となる。国保連合会経由の流れとなる。
50	受給者異動連絡票情報	都道府県による不服審査にて、処分(障害程度区分や支給決定等)が取り消された場合、「処分は最初からなかったものとなるため当初処分を行った日に遡って効力を有する。」とされている。(※事務処理要領 第9 審査請求) 本処分を受けて障害程度区分や支給決定をやり直した場合は、異動連絡票ではなく訂正連絡票にて国保連合会に伝送すると理解したが、合っているか？	—	訂正連絡票情報にて対象の異動連絡票情報を削除し、新規に異動連絡票情報を提出することを考えている。
51	受給者異動連絡票情報	また、上記質問で「(訂正連絡票)にて連絡する。」が正しいとき、それまでに異動が複数あった場合は、それら全てについて訂正連絡票を伝送しなくてはならないと理解したが、合っているか？	—	異動連絡票情報が複数あれば、全て訂正連絡票情報を作成する必要がある。
52	受給者異動連絡票情報	支給量を変更する場合、前レコードの期間は訂正する必要があるか？	—	ない。
53	受給者異動連絡票情報	市外転出により支給決定取消のため、異動区分コードを「3(終了)」とした後、当該受給者が市外より再転入してきて、以前の受給者番号を使用する場合は、異動区分コードは「1(新規)」として送るのか、「2(変更)」として送るのか？	—	転出の際、終了情報を提出している場合は「新規」で受給者異動連絡票情報を提出する必要がある。
54	受給者異動連絡票情報	支給決定を取り消しとする場合、終了データを作成するとあるが、同月再転入等の場合、同じ月に終了データと新規データを送付することは可能か。	—	検討中。
55	高額障害福祉サービス費	高額介護サービス費を自庁で処理している保険者の場合、介護保険課から国保連へ保険者保有給付実績情報を受け渡さないと、高額障害福祉サービス費が正しく計算されない。 その場合、介護保険課が国保連合会へ受け渡すデータとしては、勸奨データも含むのか？或いは実績データのみ受け渡せば良いのか？	—	実績のみのデータである。
56	高額障害福祉サービス費	高額障害福祉サービス費が再計算され、支給額がマイナスとなった場合、委託している市町村へ高額障害福祉サービス費の返戻金額を付与したレコードを返却するのか。	—	高額障害福祉サービス費給付判定結果情報にてマイナスの支給額を設定したレコードを返却する。
57	過誤	既に請求審査が終了している受給者に対して、遡及で利用者負担上限額を変更した受給者異動履歴訂正票情報を送付した場合、請求情報は、再度点検を行うのか。 もしくは、市町村から過誤情報の送付を行う必要があるか。	—	過誤申立書情報を提出する必要がある。